アフリカ

I. アフリカ連合(AU)の全体像

- 1963 年 アフリカ統一機構 (OAU) 設立
 - ▶ 自決権実現(民族解放闘争)支援に成果
- 2000 年 アフリカ連合 (AU) 設立文書採択 2001 年発効
- 目的 設立文書3条
- 原則 4条
- 機構的構造 5条
 - ▶ 総会 基本的に首脳会議 6条
 - ▶ 理事会
 - ▶ 議会
 - ▶ 裁判所 未設置 <u>人権裁判所</u>が別途設立されている
 - ▶ 委員会
 - ▶ 常駐代表委員会
 - ▶ 専門技術委員会
 - ▶ 経済社会文化理事会
 - ▶ 金融機関(未設置)
 - ▶ 平和安全保障理事会 AU 設立文書ではなく同理事会設立議定書により設立。
- 課題は実効性

Ⅱ. 裁判所の設立をめぐる動き

- 1981 年 アフリカ人権・人民の権利憲章採択 裁判所に関する規定なし
- 1986 年 同憲章発効
- 1998年 アフリカ人権・人民の権利裁判所設立に関する議定書採択
- 2000 年 AU 設立文書採択 5条1項(d)・18条で司法裁判所設立予定
- 2003 年 アフリカ連合司法裁判所議定書
- 2004 年 アフリカ人権・人民の権利裁判所設立に関する議定書発効 <u>同裁判所</u> 活動開始 ¹
- 2008 年 アフリカ司法人権裁判所規程議定書(未発効)
 - ▶ 人権・人民の権利裁判所と司法裁判所とを統合して効率化を図る狙い

¹ 渡辺豊「アフリカ人権裁判所の発足」法政理論第43巻3・4号(2011年)1頁、家正治「バンジュール憲章の実施措置とアフリカ人権裁判所」神戸外大論叢51巻7号(2000年)1頁。

- 2009 年 3 月 国際刑事裁判所、Al Bashir スーダン大統領への逮捕状発布 2
- 2009 年 7 月 AU 総会、ICC への非協力決定 (<u>第 13 回会期決定集</u>の 7 頁目から始まる文書のパラ 10)³
- 2012 年 Habré 元チャド大統領訴追のため AU・セネガルが特別刑事裁判所設置 に合意 (合意文はフランス語のみ) ⁴
- 2014 年 アフリカ司法人権裁判所規程議<u>定書改正議定書</u>(未発効)⁵
 - Arr ICC で裁かれるような犯罪 $(+\alpha)$ についても管轄権を有する (改正議定書 14 条により追加される 28A 条以下)
 - ▶ 現時点で批准国なし
 - ◆ 資金の目処なし
 - ◆ ICC の活動を制約できるわけではない
 - ◆ 現職の政府高官は免除されても (46A条 bis)、退任後は訴追されるおそれ (46B条 2項)

III. 干渉の権利 4条(h)

- 1963 年 OAU 憲章 3 条 2 項から根本的な変革
- その要因 内戦への対応の失敗
- どのような場合に干渉?
 - ➤ 平和安全保障理事会設立議定書 7 条(e)
 - ➤ 2003 年 AU 設立文書改正議定書 4 条(h) (未発効 発効要件は改正議定書 13 条)
- 「干渉」とは、具体的に?
 - ▶ 平和安全保障理事会設立議定書 13 条 1 項
- 国連憲章との関係は? 52-54条

² 村井伸行「国際刑事裁判所 (ICC) によるバシール・スーダン大統領の逮捕状の発付及び逮捕・引渡請求の送付に関する法的検討」外務省調査月報 2009 年 2 号 31 頁。

³ 藤井広重「南アフリカにおける国際刑事裁判所脱退議論をめぐる考察」宇都宮大学国際学部研究論集 45 号 (2018 年) 95 頁、篠田英朗「アフリカ諸国による国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) 脱退の動きの国際秩序論の視点からの検討」国際関係論叢 6 巻 2 号 (2017 年) 25 頁、稲角光恵「国際刑事裁判所 (ICC) とアフリカ諸国との確執」金沢法学 56 巻 2 号 (2014 年) 71 頁。

⁴ 稲角光恵「アフリカ特別法廷 (CAE) による元国家元首の裁判 (Habré 事件) の意義」金沢法学 60巻2号 (2018年) 53頁。

⁵ 藤井広重「司法および人権アフリカ裁判所設置議論の変容」アフリカレポート 57 号 (2019年) 61 頁、稲角光恵「アフリカ連合 (AU) のアフリカ国際刑事裁判所の概要と特徴」金沢法学 59 巻 1 号 (2016) 1 頁。